

個人住民税（市県民税）に  
森林環境税が導入されます

県が、平成17年度分の個人住民税（市県民税）から森林環境税を導入します。

森林環境税とは、多様な公益的機能を有する森林から恩恵を受けている県民にその大切さを知ってもらい、県民参加によって森林環境の保全に取り組むことをめざしてつくられた法定外目的税です。

課税方法は、年額500円を県民税の均等割額（1000円）に加算します。また、税制改正によって所得のある同居の妻にも均等割が課税され、平成17年度分の課税額は2分の1（200円）となります。

■問合せ

愛媛県総務部管理局税務課  
089-941-2111

市税の納付は  
口座振替が便利です

市税等の納付方法を口座振替にすると、自動的に納付されるので、納め忘れがなく便利で安心です。

口座振替の手続きは、預金通帳と通帳届出印を持って、各金融機関の窓口へお申し込みください。

■取扱金融機関

伊予銀行、周桑農業協同組合、西条市農業協同組合、愛媛銀行、東予信用金庫、広島銀行、愛媛信用金庫、香川銀行、百十四銀行、四国労働金庫、日本郵政公社

■問合せ

市庁舎本館納税課納税第2係

(内線2286)

平成17年度市税の納期限

■固定資産税

- 第1期 5月2日(月)
- 第2期 8月1日(月)
- 第3期 9月30日(金)
- 第4期 12月26日(月)

■軽自動車税

- 全期 5月31日(火)

■市県民税

- 第1期 6月30日(木)
- 第2期 8月31日(水)
- 第3期 10月31日(月)
- 第4期 1月31日(火)

■国民健康保険税

- 第1期 8月1日(月)
- 第2期 8月31日(水)
- 第3期 9月30日(金)
- 第4期 10月31日(月)
- 第5期 11月30日(水)
- 第6期 12月26日(月)
- 第7期 1月31日(火)
- 第8期 2月28日(火)

納期限のご注意

合併に伴い、平成17年度から市税等の納期限が従来と異なる場合があります。お手元に送付される納税通知書でご確認のうえ、必ず期限内に納付してください。

国民年金  
学生納付特例制度

20歳以上であれば、学生のかたも国民年金に加入しなければなりません。しかし、多くの学生は所得がありませんので、保険料を納めることが困難です。

学生納付特例制度は、在学期間中の保険料を猶予して、社会人になってから納付することができるとする制度です。

承認を受けるためには、市役所で申請手続きをしてください。また、前年に承認を受けたかたも、毎年申請の手続きが必要です。

■対象者

大学（大学院）、短大、高等学校、専修学校、各種学校に在学する20歳以上の学生で、本人の前年度所得が68万円以下のかた

■ご注意

○追納制度  
学生納付特例期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間には反映されませんが、年金額には反映されない期間となります。

ただし、猶予した保険料をさかのぼって納付する「追納制度」があります。将来、満額の老齢基礎年金を受け取るためにも、卒業したら忘れずに追納してください。

○承認を受けなかった場合  
学生納付特例制度の承認を受けずに保険料の未納などがある場合は、障害基礎年金が支給されない場合もありますので、ご注意ください。

■手続き方法

次の担当窓口へ印鑑および学生であることを証明することができるとするもの（在学証明書または学生証等）を持参して申請してください。

■問合せ・受付場所

- 市庁舎本館保険年金課年金係 (内線2436)
- 東予総合支所市民生活課保険年金係 (内線153)
- 丹原総合支所市民生活課保険年金係 (内線208)
- 小松総合支所市民生活課保険年金係 (内線133)

東部地区上水道事業の整備  
を開始します

市内5地区（玉津東部、大谷、飯岡、オレンジハイツ、グリーンハイツ）の簡易水道事業を統合して、4月から東部地区上水道事業として水道施設の整備を開始します。

事業の統合に伴う水道料金や加入金等の変更はありません。また、当該地区で引き続き水道を使用するかたの変更手続きもありません。

なお、4月から当該地区の水道に関する手続き（口座振替の申請等）は、簡易水道ではなく上水道になりますので、ご注意ください。

■問合せ

市庁舎本館水道業務課水道料金係 (内線2843)

公共料金の取扱は  
市庁舎本館2階でも可能

昨年11月から愛媛銀行（水道事業出納取扱金融機関）が、市庁舎本館2階（水道業務課隣）で業務を行っています。  
取扱業務 市税や各種使用料など、市へ納めるもの  
時間 9時～16時